黒監公告第１号

黒部市職員措置請求に係る監査結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第１項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第４項の規定により、次のとおり公表する。

令和８年７月 17 日

黒部市監査委員　　浦　田　教　順
黒部市監査委員　　吉　田　昌　弘
黒部市監査委員　　新　村　文　幸

第１　請求のあった日　　令和８年５月 20 日

第２　請求人　　（略）

第３　請求の要旨（請求書の内容をそのまま記載）

１．請求の対象とする職員等

黒部市議会事務局

２．請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

令和８年４月 30 日、黒部市議会において成立した補正予算に計上されている、同年３月 30 日に設置された政倫審にかかる委託費 165 万円。

３．違法とされる理由

当該政倫審の設置は、同年３月 25 日になされた審査請求(黒部市議会議員政治倫理条例５条１項)によるものであるが、当該審査請求については、巷間様々な疑念が提起されている。曰く、請求人は 800 人を超える連署を提出したが、総務管理部長という要職にあったにもかかわらず、僅か２週間ほどの期間でこれらを収集することは、本当に可能だったのか。某署名人は、趣旨の説明もないまま、ただただ署名をせがまれた。あるいは、異なる趣旨説明を受けて署名した。(署名収集受任者らによる）代筆が横行していた等々。

したがって、本件委託費 165 万円は、不当な手段で作成された資料(署名

簿)に基づく違法な審査請求に起因する公金支出行為に当たる恐れがある。

４．損害の内容

違法な支出行為により黒部市に 165 万円の損害が生じる。

５．求める措置

黒部市議会事務局は、上記審査請求の適格性について検証後、本件委託料 165 万円を支出すること。具体的には、上記署名簿の適法性（私文書偽造の有無等)について、捜査当局への照会を行うこと。

第４　請求の受理

請求に必要な要件は具備していると認め、令和８年５月 25 日付けで受理した。また、本件請求の提出の際に、「依頼書、請書」、「署名簿からの削除の要請」及び「署名簿からの除外の要請」と題する書類が事実証明書として併せて提出された。

第５　監査の実施

１　証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、令和８年６月 25 日に地方自治法 242 条第６項の規定による証拠書類の提出及び陳述の機会を付与した。以下のとおり、請求事項の内容を補足する陳述書が提出され、陳述を受けた。また、令和８年７月７日付で陳述書の内容を補足する文書の提出を受けた。

・政倫審審査請求書の添付書類について

政倫審審査請求書の添付書類は、疎明資料、委任状及び署名簿から構成される。このうち委任状は 60 通あり、署名簿(署名数:812 人)については 134 葉からなる。60 通の委任状については、委任者が代理人(受任者)へ当該署名簿への署名(つまり代筆)を委任する内容で、全てが同じ様式、同じ日付(令和８年３月 23 日付)での作成となっている。

・政倫審審査請求書の署名簿について

署名簿は 134 葉、１葉当たり 15 人分の署名欄があるから、当該署名簿の綴りは 2,010 人分の署名欄を有するが、署名の記載は 812 人分で、綴り全体に対する署名の記載割合は半分にも満たない 40%程度である（812÷2010≒0.40)。このような綴り(例えば、署名１筆のものが 12 葉、同２筆が 25 葉、同３筆が 16 葉、同４筆が 22 葉など)が上記黒部市議会議員政治

倫理条例第５条１項にいう連署に当たるのか、甚だ疑問である。

また、委任状が 60 通で、委任者欄の下部に記載の同居家族欄には計 55 人の記名があるから、少なくとも 115 人分は代筆による署名簿への記載と認められるが、少なくとも 1/7 程度が代筆と認められるものが上記連署に当たるのか、これもまた甚だ疑問である。

すなわち、黒部市議会議員政治倫理条例施行規則(令和２年 12 月 21 日黒部市議会規則第１号)様式第２号(注)1 には「住所、氏名及び生年月日は、自署すること」とある。

加えて、これら以外にも代筆があると推認できるから、代筆が無効の場合は、有効数の再点検が必須となる。それには、まず筆跡鑑定(異動識別等)の知見が必要となり、捜査当局への当該政倫審審査請求書の提出が最も相応しいものとなる。

２　議会事務局に対する監査

令和８年６月 22 日に議事調査課長及び議事調査係長に対し事情聴取を行った。

第６　監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求は、理由がないものと判断する。

判断理由

１　認定した事実

当監査委員は、書類調査と関係職員からの事情聴取を行い、次の事実を認めた。

(1)　黒部市議会議員政治倫理条例（以下、「政治倫理条例」という。）に基づく黒部市議会議員政治倫理審査会（以下、「政倫審」）の設置及び審査等の経過

令和８年３月 25 日　　請求人から政治倫理条例に基づく審査請求書が提出される

令和８年３月 31 日　　政治倫理条例に基づき、市議会議長により政倫審が設置される

令和８年４月２日　　第１回政倫審が開催される

令和８年４月７日　　第２回政倫審が開催される
令和８年４月 30 日　政倫審の委員長から市、市議会、および当事者と一切の利害関係を有しない中立の外部弁護士３人に参考人への就任依頼がされる
令和８年５月 20 日　第３回政倫審が開催される
令和８年５月 21 日　依頼した３人全員から参考人への就任の承諾が得られる
参考人会において、請求人及び審査対象議員との面談が実施される
令和８年６月 11 日　参考人会から意見書が提出される
令和８年６月 22 日　第４回政倫審が開催される

(2)　請求の対象となる財務会計上の行為に至るまでの経過
令和８年４月２日　　第１回政倫審において、審査請求のあった内容について、参考人（専門家）からの意見聴取が必要であると決議される
令和８年４月 17 日　議会事務局議事調査課から総務管理部財政課へ一般会計補正予算見積書が提出される
令和８年４月 30 日　令和８年黒部市議会第３回４月臨時会において、政倫審への参考人招致のための報償費にかかる予算を含んだ令和８年度一般会計補正予算第１号が全会一致で可決される
令和８年４月 30 日　政倫審の委員長から市、市議会、および当事者と一切の利害関係を有しない中立の外部弁護士３人に参考人への就任依頼がされる
令和８年５月 21 日　依頼した３人全員から参考人への就任の承諾が確認されたため、支出負担行為決議書により支出決議がされる
令和８年６月 22 日（議会事務局に対する監査日）時点
支出命令はされておらず、実績に基づき精算をして支払を実施する予定となっている。

(3)　請求の対象となる財務会計上の支出について

令和８年４月２日に開催された第１回政倫審において、審査請求のあった内容について、参考人（専門家）からの意見聴取が必要と決議された。政倫審では、審査委託された内容を意見聴取するにあたり、法務の専門家に依頼することが適当と判断された。本決議に基づき、弁護士資格を有する３人に対する報酬費用が予算措置された。なお、弁護士資格を有する３人という人数は、合議制の形をとることで、意見（意思決定）における独断の防止と意思決定までの効率性を考慮した上での最少人数となっている。

(4)　署名簿からの削除の要請

議長宛てにされた事実はないことを確認した。

２　判断

(1) 以上の事実に基づき、本件請求について、次のように判断する。

(ｱ) 請求人の説明によれば、「不当な資料（署名簿）に基づく違法な審査請求に起因する公金支出行為に当たる」と指摘しており、それにより政倫審にかかる委託費を「違法な支出行為」としている。住民監査請求の要件としての違法性・不当性の摘示は、先行行為の違法性・不当性の摘示でもよいとされているが、請求人の主張する先行行為（不当な資料（署名簿））と後行行為（政倫審にかかる委託費）との間に直接的原因結果の関係があるとは認められない。

(ｲ) また、政倫審にかかる委託費について、直接、違法性・不当性があるとは指摘していないことから、住民監査請求の要件としての違法性・不当性の摘示がされていないと認められる。

(2) なお、政倫審にかかる委託費について、違法性・不当性の摘示が適切にされているとしても、以下のとおり、監査結果は変わらない。

(ｱ) 政治倫理条例に基づく政倫審の設置及び審査等の経過において、違法又は不当と指摘される事実は認められない。

(ｲ) 議会事務局における予算の要求から請求の対象となる財務会計上の行為に至るまでの経過において、違法又は不当と指摘される事実は認められない。 本件支出は政倫審での審査の過程において必要と認められ、政倫審での正当な決定に基づく財務会計上の行為であり、違法又は不当と指摘さ

れる事実は認められない。

(ｳ) 請求人が主張する「不当な手段で作成された資料（署名簿)」との証明は請求人によって十分にされず、仮に、「不当な手段で作成された資料（署名簿)」の主張が正しいとしても、政倫審にかかる委託費との間に直接的原因結果の関係があるとは認められないことから、即座に本件支出が違法又は不当な支出とは認められないことは言うまでもない。

(ｴ) 署名簿からの削除の要請が議長宛てになされた事実はなく、違法又は不当と指摘される事実は認められない。

以上のことから、令和８年４月２日に開催の第１回政倫審の決議に基づき予算措置された弁護士資格を有する３人に対する報酬費用 165 万円は、違法な支出にはあたらない。よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。